我孫子町報

千葉県我孫子町
我孫子2061
我孫子町役場
TEL　42
アビコ　142
　　　　242
編集発行責任者　新保衡助

町長の退職申出を承認
民生課を保健課に改め 社会課の新設
＝議会報告＝

昭和三十三年最後の定例町議会は、去る十二月二十日招集され、四日間の会期をもって幕を閉じた。

開会冒頭、町長の町政一般報告が行われたのち、助役宮本元一氏の退職が報告され、続いて提出議案の審議に入ったが、二十二日審議日程終了と同時に、町長より退職申立があって、議会はこれを承認した。

上程された議案及び審議の大要は次のとおりである。

▼議案第一号　我孫子町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

近隣市町村との給与体系と、国家公務員の給与改正に準じ、十二月十五日に支給する職員の期末手当を、従来の十三割から十五割に改めるものである。
（原案通り可決）

▼議案第二号　我孫子町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

▼議案第三号　我孫子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

▼議案第四号　我孫子町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上の三件は、出張旅費についての改正議案である。従来は近距離出張及び県内出張をした場合、二等客車の通っている管内は、二等運賃を支給していたのであるが、これを全て三等運賃と改め現行の不合理を解消しようとしたものである。
（何れも原案通り可決）

▼議案第五号　我孫子町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

先ほどの町議会において国民健康保険条例が議決されたが、来る四月一日を期して実施されるに先立ち、保険課を設け事業運営の充実化を図ろうとするものである。改正内容としては、旧来の「民生課」を「保険課」に改め、新たに「社会課」を設けることであるが「社会課」の新設に伴い役場事務機構は相当程度の合理化が見られることとなろう。
（原案通り可決）

▼議案第六号　我孫子町補助金等交付に関する条例の制定について

我孫子町から、国・県あるいは町以外のものに対して交付する補助金、負担金等は毎年度相当額にのぼっているが、これらを交付するための基本的事項を規定したものがないのでここに条例を制定し予算執行の適正化を図ろうとするものである。
（原案通り可決）

簡易水道を施設 石橋製糸工場裏住宅街

▼議案第七号　営造物の設置について

本営造物は、関係住民を、長期間にわたって苦しめた汚染飲料水の解消を図るため、町営水道施設を設置しようとするものである。施設位置は我孫子字宿並びに字古屋（石橋製糸工場裏住宅街）一円とするものである。
（原案通り可決）

▼議案第八号　請負契約の締結について

町営水道を設置するにあたり、給水施設工事について請負契約を締結するものである。契約方法は指名競争入札により最低価格の業者と契約し、入札価格は百五十五万円以内とする。（原案通り可決）

▼議案第九号　財産の取得について

▼議案第十号　造営物の設置について

従来から、県有財産として大学中峠にあった教員住宅が、無償で町へ払下げられることになり、それを受入れるについて提案したものである。今後は町有財産として管理し、学校職員の住居に充てるものとする。

財産の所在地及び規模構造は左の通り。
所在地　我孫子町中峠字島原一〇一〇番地
規模構造　木造瓦葺二階建
建坪　一〇五坪一九
外二階　二〇坪四〇
延坪　一二五坪五九
（原案通り可決）

▼議案第十一号　営造物の処分について

本案は、布佐台駐在所の建物を処分するためのものである。

布佐台駐在所は、ここ数年来警察官の駐在がなく、将来においても駐在がない見通しであり、その建物は年々腐朽の度を増し、町としての維持管理が困難であるので随意契約（地主）により売却しようとするものである。
（原案通り可決）

▼議案第十二号　営造物の処分等について

本案は、布佐公民館を廃しその建物を売却しようとするものである。本建物はこれを公民館として活用するためには相当の経費を必要とするのであるが、地元区長等と再三に亘って協議を行い利用方について図った結果、ここに止むなく随意契約又は競争入札により売却することとなったものである。

物件の規模構造
木造瓦葺平家建一棟
建坪　七十坪五合
（原案通り可決）

▼議案第十三号　昭和三十三年度第四回我孫子町歳入歳出追加更生予算

本予算は先きに議決した水道工事及職員手当の増額並びに災害復旧道路工事等に要する経費で五百五十四万三千円の追加となり本年度の本町予算は総額一億一千二百七十二万五千二百六十三万円となったのである。
（原案通り可決）

▼議案第十四号　我孫子町道災害復旧工事を千葉県へ委託することについて

本案は、過ぐる二十二号台風により災害を蒙った我孫子二号道路の復旧工事について、既に国庫補助も受け着工の運びに到っているのであるが、工事の規模の上から施行上懸念される点もあり、工事の確実と完成を期するため、千葉県へこれを委託しようとするものである。

なお、総工事費は二十二万七千円とし、国庫補助の関係から本町において立替施行するものとする。

▼発議第一号　町長の退職申出に対し同意することについて

申出を議会は承認し、同意可決した。

八幡様と手賀沼（安斎氏撮影）

あいさつ
前町長　染谷正治

此度退職に当りまして一言御挨拶申上ます。

私は図らずも終戦後我孫子町長として就職致しましたのは、昭和二十九年二月六日で、合併後の選挙では、昭和三十年五月十日だったと思います。頭初から私に課せられた問題は、国策上からも、大きく扱われた、町村合併の問題でありました。殊に、当町は、前任者の時代ではあったが、富勢村との合併に、非常に難しい紛争を醸し遂に柏市との間に、分割合併を余儀なくされたが、学校や、耕地帰属等、の諸案件が残り、これ等の整理に、不尠努力を要したのでありました。而かも、湖北村、布佐町との合併がわだかまって見通しがつかぬ状態で、監督庁たる県当局においても、焦慮しても様に見受けられたのであるが、これが扱は、余程慎重を期さねばならず、若しも、軽挙盲動すれば、富勢村の、徹をふむ結果を生ずる禍愛もあり、累を将来に及ぼすに至っては、由々しき大事と心得ましたので、まず事に当るには、己人の地位や、利害得失、をすて虚心淡懐を第一義とし、而かも、来るものは拒まず、去るものは追わず、の態度を堅持して折衝に入ったのでした。然るに、両町村は、小池湖北、坂巻布佐両首長をはじめ、両会議員各位は、よく理解の上に立って、建設的立場をとり、極めて順調に、我孫子町が誕生するに至ったのであり、県下でも、屈指の難事として予想されたのが、寧ろ模範的な、スムース合併とさい言わるる結果となりましたことは、町民各位の賢明と、努力の賜であり、当町将来のため、祝福する次第でありました。

ここに、新町村建設計画条項が、きまりましたので、当局は、主としてこれが実行のため力を注ぎ、多少の曲折はあったとしても、その運びとなったのであります。例えば学校、役場等の増改築だけでも十カ所に及んでおりまして、その経費は莫大で本町財政上容易なことではありませんが、それは皆町民の負担にかかるのであって苦しみつつも、耐え忍んで、皆さんが御負担下さった結晶と存じますが代議機関である議会の協力があればこそであって、今更ながら、感謝に堪ませぬ。

その間、民自、社会、を問わず、地元出身の国会議員、県議、諸氏の御指導と、御援助を頂きましたことも不尠、感鳴の至りに存じます。さりながら、私は本来、町村自治体とは、政党入るべからず、を標傍致し、保守とも、革新とも偏するなく、只管、町民の要望というべく、終始して参ったつもりであります。正直のところ、私は不肖として、抱負も経綸も、御座いませぬ、いうならば、町民の期待と、要望は、本町財政と見合って、過大なほど、山積してありますので、これが実行のためには、微力であったことを、愧づるのみで御座いました。

しかるに、私はこの程、数年来の宿痾とも申すべき糖尿病が募り、活動力が、頓に減衰致しましたので、これでは町民に対し、相すまぬ、と深く責任を感じますので、退職を決意するに至った次第であります。満期までには、多少の時日を残しますが、来年三月には、予算の編成がありますので、それは後継者の方々に譲ることが、前任者のとるべき道義と信じますので、為に退職を願出で、去る十二月二十二日の町会において、承認を頂いたのであって別段の他意は御座いませぬ。この上は、老町民として、円満、平和なる町の発展を、観望しつつ、ささやかな生涯を閉づるつもりですから、御見捨てなき様、願ってやみませぬ。

町長選挙を一月二十五日に執行

去る一月七日午前九時から開催された本町選挙管理委員会は、我孫子町長選挙の期日外二件の議案を審議して次の通り可決した。

▼第一号議案

我孫子町長選挙期日について、原案通り来る一月二十五日に行うことに可決した。よって選挙の告示は一月十八日に行われ、立候補の届出は同日から二十一日までの間となる。

▼第二号議案　検察審査員候補者の選任について

松戸検察審査会事務局から割当てられた。検察審査員候補者四十一人を抽せんの結果選任した。

その氏名は各人に通知すると共に各掲示場に掲示してあるので省略する。

▼第三号議案

補充選挙人名簿の調製について来る一月二十五日に行われる町長選挙に用いる補充選挙人名簿は次の要領で調整する（原案可決）。

◎補充選挙人名簿調製要領
一、調製期日　一月十五日
一、申請期間　一月十六日から一月十八日まで
一、縦覧期間　一月二十日から一月二十二日まで
一、確定期日　一月二十三日
一、登録要件　昭和十四年一月十六日以前に生れた者。昭和三十三年十月十六日以前からの本町在住者
一、申請の方法
役場または支所にある申請書に所要事項を記載して選挙管理委員会に申請して下さい。一月十六日から十八日までの午前八時三〇分から午後五時まで間に受付けいたします。

たとえ選挙権を有する人であっても選挙人名簿に登録されていない人は投票ができませんから事前に選挙権を確めて下さい。

盛大な成人式 本年も挙行

例年通り成人式を次のような要領で開催いたしますので、該当者の方は勿論、父兄の方も御出席下さるよう願います。

目的　大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的とします。

該当者　我孫子町に在住する者で昭和十三年一月十六日より、昭和十四年一月十五日までに出生した者

日時　昭和三十四年一月十五日午後一時より

日程　成人式　約一時間　映画会　約二時間

備考　該当者には本人あて通知しますが、もし通知がなくとも該当される方は当日受付へ申出下されば参列されるよう望みます。出席された方には記念品を御送り致します

人事

助役　宮本元一
願により職を免ずる
（三三・一二・二〇付）

主事　新保衡助
地方自治法第百五十二条第二項の規定による吏員に任命する
（三三・一二・二三）
十二月二十三日から我孫子町長職務代理者となった

主事　今井啓三　命保健課長兼社会課長（民生課長）
書記　鈴木靖三　命出納係長　主事に補する（民生係長）
主事　岡田清次　命保健係長（税務課）
書記　渡辺益雄　命社会係長　主事に補する（布佐支所長）
書記　鈴木孝雄　主事に補する（建設係長）
書記　森田正夫　主事に補する（産業係長）
書記　中野忠　命保健課勤務（出納室）
書記　石井光衛　命保健課勤務（民生課）
書記　別府孝子　命保健課勤務（民生課）
書記　江原彌　命保健課勤務（民生課）
雇　伊藤成信　命保健課勤務（民生課）
雇　大井鉄之助　命保健課勤務（民生課）
書記　関根富五郎　命社会課勤務（総務課）
書記　小林千代　命社会課勤務（総務課）
書記　板倉義信　命社会課勤務（民生課）
書記　野口町子　命社会課勤務（民生課）
書記　近藤登喜　命社会課勤務（総務課）
書記　染谷菊枝　命社会課勤務（総務課）
書記　斎藤喜一　命布佐支所長（産業課）

入学児童の身体検査としつけ

昭和三十四年四月一日に我孫子町の小学校へ入学する児童は昭和二十七年四月二日より昭和二十八年四月一日までに生れた子供さんで、十二月一日現在で名簿を調製しておりますから以後住所、身分の変った方は教育委員会へ届けて下さい。

入学までに町と関係のありますことは健康診断、種痘、ジフテリア予防注射があります。健康診断は教育委員会と学校でします。予防注射の関係は役場衛生係がお世話します。健康診断は正月中旬から二月上旬にわたり実施する予定で、日時は別にお知らせ致します。

法律の改正で今までより検査項目が増えましたので、保護者の皆さんにご協力して下さるようお願い致します。

検査の項目は次の通りです。

❶身長
❷体重
❸視力
❹色神
❺聴力
❻眼疾
❼耳鼻咽喉疾患
❽ヒフ疾患
❾内臓疾患、栄養、背柱、胸部
❿歯の疾病
⓫知能検査、四歳位以上の能力を有するかどうか調べます。

以上の診断結果により障害のありました方には、保護者にご通知しご相談致します。

最後に入学するまでに次のことができるようにしておきましょう

❶ひとりで便所へいける
❷ひとりで着物がきられる
❸ひとりでくつがはける
❹道のあるき方、よこ切り方、学校までの道順を知っている。
❺なまえを呼ばれたらへんじをする。
❻あいさつができる。
❼自分のものと、ひとのものの区別ができる。
❽字を書いたり、読んだりできなくても自分の名前はみたらわかる。
❾お友達とへだてなく、元気に遊べる。（教育委員会）

押売防止条例 二月一日から実施

（一）市街地、農村を問わず押売りには多くの人が、悩まされていますので今度、押売防止条例が制定され、昭和三十四年二月一日から実施されることになりました。押売りは取締ってもあとをたたず手を変え品を変えてやってくる。このように増えてきたのは失業者の増加と、博徒、グレン隊などに対する取締の強化からかれらは、少ない資本でできる行商に転業したものが多くなって来た為であります。かれらは犯罪すれすれの方法で取締りの目をくぐってやっているので、刑法や、軽犯罪法などの現行の法律では十分な取締りもできないので、この条例を設け、押売りを一掃して県民が安心して生活出来るよう図ったわけです。

（二）それでは押売りとはどんなものをいうのでしょうか。

押売等という言葉を使っているのは単に物を売るだけでなく、物の交換、物の修理や、加工、清掃、し舞、親とう、といった労務の提供、広告、寄附の募集なども含んで居ります。これらの行為を人のすまい、店、事務所、事業場などを、訪れて行うものであります。したがってこの場合に

1　断られても玄関先や、勝手口などで物をひろげて見せたり、買ってくれ、交換してくれと要求すること。

2　頼んだり承諾しないのに刊行物、飲食物、日用品等を配って代金を要求すること。

3　頼んだり承諾しないのに「かさや」はきもの、なべ、かま類の修理をしたり、刃物類をといたりして代金を要求すること。

4　頼んだり承諾しないのに便所の消毒、しし舞などの、演芸所とう、などをして報酬を要求すること。

5　断られても、うろついたり、すわり込んだりして、すぐ立去らないこと。

6　極端に下品な、又は乱暴な言葉や態度で人に迷惑をかけること、

7　物の内容や身分をいつわるなど人を誤解させるような言葉や態度をすること。

8　人のすまいや器物にいたずらすること。

9　そのほか人を不安、困惑不快にするような言葉や態度をすることを押売等として定めてあります。

（三）条例ではこのような押売等はだれもしてはいけないし、させてもいけないと禁止して居ります

（四）罰則としては違反すると三カ月以下の懲役か一万円以下の罰金、または拘留か、科料にされます。常習として行った場合は六カ月以下の懲役か二万円以下の罰金に処せられます。

（五）この条例で定めて居るのは一般家庭に迷惑や不快、不安をかける悪質な行商などを押売としてはっきり定め取締ろうとするものであって善良な正当な行商などを取締るものではありません。

（六）押売りの被害を受けてもわずかな金額だと思ったり、仕返しを恐れて届出しないとかれらをはびこらせることになるので積極的に届出していただきたいと思います。警察はこの条例によって押売りの取締りを一層強化して皆さん方の不安を一掃したいと思っています。

柏警察署

換気によってガス中毒を防ぐ

締め切った部屋で炭火やガスストーブにあたっていると、頭が痛くなったり、気分が悪くなったりすることがよくあります。これは炭火やガスから出る一酸化炭素の中毒です。この一酸化炭素は人体にたいへん猛毒ですが、色も臭もないので、だれも気づかない点がおそろしいのです。

一酸化炭素による中毒の原因の八割までは家庭ガス、煉炭、木炭など家庭燃料によるものですが、その中の約八割までは家庭ガスに原因しているのです。そしてさらに家庭ガス中毒の原因を分けてみると、ストーブ四〇%風呂二〇%、泥酔一〇%、その他二〇%となっているのです。

このように一酸化炭素による中毒が多くなっているのは、コンロはもちろん、風呂、ストーブ、卓上七輪などが普及するにつれて、ガスに慣れてしまってガスの恐ろしさに対して無関心になり、栓をよく締めなかったり使う上での注意を怠ることが多いからです。

また最近はアパートのようなすき間のない建物がふえて、換気設備の不完全な室内で、ストーブや風呂を使うようになったことも原因でしょう。

そこでガス中毒を防ぐには、火元の注意はもちろん、部屋の空気の入れ換えを上手にすることです。また子供がこたつの中にもぐり込むことがありますがこれは危険です。そして、炭火やガスストーブだけでなく、煉炭ストーブ、石油ストーブなどもみな一酸化炭素を出しますから注意がたいせつです。とくに多人数の集まりなどでは、火鉢をたくさん入れて窓を締めると危険ですから、ときどき換気を行うようにしましょう。

命を失うような中毒事故は、ほとんどねむっているうちに起っているので寝る前には必ずガスの点検をするとよいでしょう。

ガス中毒したときの手当は、一刻も早く窓をあけ放して、きれいな空気を入れること。熱いお茶をのませ、手足を温め、絶対安静をさせることが必要です。

婚姻届はいかに大切か（2）

（前号から続く）

婚姻の届書は役場又は支部に備付けられているので、婚姻届を出そうと思う男女は、役場又は支所へ行って用紙をもらい所定の事項を記入する必要がある。届書を何通提出したらよいかは係に聞けばよく教えてくれるが戸籍法の三十六条で規定している。たとえばA市に本籍を有する甲男がB町に本籍を有する乙女と婚姻する場合に、A市またはB町で婚姻届を出すときには届書は二通で足りるが、A市およびB町以外の土地で届出をするときは届書は三通必要である。婚姻前に甲乙間に子丙が出生しているときは丙は甲乙の婚姻によって嫡出子たる身分を取得するから、丙が他管内に在籍する場合にはその在籍地に婚姻届を送付してその子について父母との続柄訂正の必要上届書はさらにもう一通必要となる。

届出がなければ婚姻は成立しない。法定の手続をふめば婚姻となり、それを怠れば婚姻とみないという主義を称して法律婚主義という。これと反対に夫婦たる事実があれば婚姻とみるという主義を事実婚主義という。わが国は明治の中頃まで事実婚主義で行われていた。明治八年十二月九日太政官達二〇九号「婚姻…縁令相対熟談ノ上タリトモ双方ノ戸籍ニ登記セサル内ハ其効ナキモノト看做スヘク…」と述べて法律主義を唱道したが、国民の公民的自覚がとぼしいためこの布告はまったく有名無実となりたちまち廃止され、依然として事実婚主義が続いた。ところが明治三一年から施行されたわが旧民法は、欧米諸国の例にならって法律婚主義を採用し婚姻と野合を区別するために、届出なければ婚姻なしとの原則を定立し、婚姻関係を国家法的に形式上統一化しようとした。もとより当時は一般に婚姻の儀式があれば婚姻は十分成立していると考えられていた。

立法者はこの事実を知っていながら、あえてこの立法をなし法律によって国民を誘導しようとしたのである。しかしこの意図は十分に達成できなかった。

ところで婚姻の届出をしないとどんな不都合を生ずるか婚姻の届出をしないと法律上夫婦とみられないことはすでに述べたところである。このことは、内縁は法律下の結合でないという絶好な口実を無責任な男に与える結果となり、男が女を理由なく遺棄するという形でまず現れたのである。法律婚主義を採用した当初の頃は、裁判官は法律を厳格忠実に解釈し、もって立法の企図するところを達成しようと努めるから、男が女を理由なく遺棄した場合でも、やむを得ないものだと考えた。

つまり内縁は婚姻でないのだから、夫婦扶助義務もなく、また離婚ということもありえない。これを強いて取上げれば婚姻予約違反ということに援用するよりないが、明治四四年三月二五日大審院判決は、婚姻予約の効力をあっさりと否認してしまった。内縁の妻といっても法律上は無関係な他人であるから、合意で始めた同棲をやめたところで何ら法律問題は起らないと一応形式的には考えられる。しかし法律外の関係だから、法律の知ったことではないとすれば無力な女はいよいよ窮地におちいるであろう。かくして大正四年一月二六日大審院民事連合部判決は婚姻予約は適法且有効にして当事者はこれによって婚姻をなすことを強制されぬが、正当の理由なくしてこれを破棄したとき相手方がその約を信じたがために受けた有形の損害を賠償する責を負うべきだとしたのである（続く）

発明家の無料相談室の御利用を

昨年より千葉県庁内に発明相談室が、開設されております。この相談室は、専門の弁理士を相談員として、いろいろな相談に応じ懇切丁寧な指導を行っております。

本町内にも、多数の発明家がおられると存じますが、従来は、特許、実用新案、商標、意匠等についての出願件数のうち七割までは既知又は類似の理由で、却下になっている実状ですから、どしどしこの相談室を御利用になって、適切な指導を受けて下さい。

あなたの貴重な発明により、資源の乏しい我が国産業の振興に、輸出の伸長に、国民生活の向上に御貢献下さい。

発明相談実施要領

一、発明相談室においては、一般発明家の権利の保護を図り、もって本県発明創意の昂揚発展に寄与することを目的とする。

二、発明相談室は、千葉市市場町二、千葉県庁工業課内に置く。

三、相談内容は、左のとおりとする。但し、これらの相談についての書類の作成は一切行わないものとする。

1、特許、実用新案、商標、[illegible]についての技術並びに法律[illegible]相談
2、発明の実施化に関する相談
3、権利の評価、権利の譲渡、実施権の設定等の相談
4、工業所有権の権利侵害等の防止に関する相談
5、特許公報類の閲覧
6、その他発明に関する相談

四、相談員は県から委嘱する専門弁理士、県職員及び発明協会職員がこれに当る。

五、相談日は毎週木曜日とし、午前九時半から午後四時までとする

六、本相談室における相談は一切無料とする。

担当相談員

小島　守	千葉市
佐々木喜代次	千葉市
平山　保	旭市
野沢　睦秋	香取郡下総
衛藤　千城	東京都世田谷区経堂

年末の美談

年末年始の贈呈品を廃して、歳末助け合い運動に協力しようと乗り出した。我孫子地区クリーニング同業組合の代表者が去る十二月十五日民生課を訪れて「生活に困る方々にこれをあげて下さい」と五千七百円を寄金された。師走の[illegible]く中に咲いたこの美し[illegible]日も早く生活保護家庭に送っ[illegible]暖かい正月を迎えて戴くようにいたします。

また我孫子第一小学校五年生の渡辺滋君は一年間かかって貯めた竹筒の貯金箱を「町の困っている方々に上げて下さい」と歳末のある日役場へ届けられました。

町営住宅入居者

去る十一月二十七日午後一時から役場会議室において行われた昭和三十三年度町営住宅の公開抽せんの結果、当選した方々は次の通りです。

なお、この団地には昨年度の住宅十六戸とあわせて三十五戸となりました。

第一種住宅（五棟）

岡田喜久男（布佐）
池田　二郎（我孫子）
菅谷　岩治（我孫子）
須田　富夫（我孫子）
本田　旭（中里）

第二種住宅（十七棟）

山中　荘一（我孫子）
志子田昭平（〃）
岡田　彌助（〃）
林　玄英（岡発戸）
斎藤加代子（我孫子）
長谷川　勝（〃）
小林　信夫（根戸）
和田　一美（中里）
間仲　資郎（我孫子）
広波　正雄（〃）
柚原　幸吉（青山）
篠塚　清（我孫子）
蒲生　竹雄（〃）
稲毛　満（〃）
佐久間晴夫（〃）
大島　勝一（岡発戸）
岡本　利雄（我孫子）

シイタケ種駒をあっせんします

最近農業の多角化方式が叫ばれ栄養改善が普及されている今日シイタケ栽培は年々増加を見ている現状であります。本年も厚木の伐採時期であり各々準備中とは存じますが昨年に引続き森産業株式会社の純粋培養のクサビ形駒の斡旋をいたしますので左記により希望者は申込下さい。

一、申込期限　毎月二十日迄
一、価格　昨年と同じ予定
一、種類　SC一三六号
　　　　　S　二〇五号
一、申込先　産業課

造林される方へお知らせ

本年四月伐採跡地に造林される方は造林補助金の対象になり至急造林計画書を作成、県に提出いたさねばなりませんので印鑑持参左記によりお届け下さい。

記

一、期限　一月二十日
一、届出　産業課
一、面積　五畝歩以上

森林会館の建設に御協力下さい

森林会館の建設出資募金については森林所有者の方々には絶大なる御協力を賜わり厚く御礼申上げます。御陰を持ちまして会館工事も外郭完成いたしまして目下内部工事中で御座いまして年度内には竣工の運びとなっておりますついては年末で種々御都合がございましょうが、尚一層の御協力を賜わり度くお願い申上げます。尚係の方が後日貴宅をお伺い致し度く存じますのでよろしくお願い致します。

我孫子町役場
我孫子町緑化推進委員会
千葉県森林組合連合会